

自動車振動に係る振動の規制基準に定める区域の区分等の指定について

岐阜市告示第10号

平成8年4月1日

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1の規定により市長が定める区域及び同表備考2の規定により市長が定める時間を次のとおり定める。

自動車振動に係る振動の規制基準に定める区域の区分等の指定

1 区域

(1) 第1種区域

振動の規制地域の指定及び特定工場等に係る振動の規制基準に関する告示（平成8年4月1日岐阜市告示第8号）第1条の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準に関する告示（平成8年4月1日岐阜市告示第5号）第3条第1項に定める区域の区分（以下「区域区分」という。）が、第1種区域及び第2種区域である地域

(2) 第2種区域

指定地域のうち、区域区分が第3種区域及び第4種区域である地域

2 時間

昼 間	午前8時から午後7時まで
夜 間	午後7時から翌日午前8時まで

附 則

この告示は、告示の日から施行する。